

(様式第1号)

指摘事項に係る措置状況報告書

総務部税務課

監査期間 平成26年 9月30日から
平成26年10月17日まで

指摘事項	措置状況
<p>ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、法令等で基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。</p> <p>(ア) 予定価格書の日付が、見積書の日付、契約締結伺い起案日及び契約日と同日となっているものがあつた。</p> <p>(イ) 契約書に契約保証金に関する事項や暴力団排除に係る解除に関する事項が明記されていないものがあつた。</p>	<p>次回から適正な事務処理を行います。</p> <p>今後は適正な事務処理を行います。</p>
<p>イ 軽自動車税の減免申請の手続きにおいて下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、法令等で基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。</p> <p>(ア) 軽自動車税の継続減免について、減免申請時に提出された自動車検査証の有効期限が過ぎているものについても前年度から異動がないとし、引き続き減免を行っているものがあつた。</p> <p>(イ) 軽自動車税の課税取消又は課税保留に関する手続きについて、要綱どおりに事務がされていなかった。</p>	<p>軽自動車検査協会愛知主管事務所三河支部に、該当車両の継続車検の受検状況を照会し、確認します。</p> <p>要綱を改正し、改正後要綱に沿って事務を進めます。</p>
<p>ウ 公印使用簿を作成せずに公印が使用されていた。公印の重要性を認識し西尾市公印規則第8条3項の規定により適正な事務をされたい。</p>	<p>公印使用簿を作成します。</p>
<p>エ 租税公課に関する証明手数料の収納事務で、申請書と収納金額の照合やつり銭との照合を担当者1名で行っていた。間違いがあつた場合の対応策や不正を防止するための相互牽制が十分働くようなチェック方法及び体制を検討されたい。</p>	<p>第三者が確認することとし、確認印欄を設けました。</p>

- (注) 1 「指摘事項」の欄は、「定期監査の結果」の「4 監査の結果」に記載された各課の指摘事項を転記してください。
- 2 「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。
- また、措置の内容については「適正に処理しました。」等の抽象的な表現は避け、具体的な措置状況を記載してください。

(様式第1号)

指摘事項に係る措置状況報告書

総務部 収納課

監査期間 平成26年 9月30日から
平成26年10月17日まで

指摘事項	措置状況
ア 契約事務において、見積書の日付が契約締結伺い起案日、施行日及び請書の日付よりも後の日付になっていた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、事務を遂行されたい。	ア 今後適正に事務処理を行います。
イ 市税の過誤納金の還付充当手続きにおいて、還付命令書による戻出ではなく更正調書による科目等の更正で処理されていた。西尾市予算決算会計規則第63条の規定により適正な事務処理をされたい。	イ 今後は西尾市予算決算会計規則第63号の規定に則り事務処理を行います。
ウ 公印の使用について、押印の必要のない原議にも使用されていた。公印の重要性を認識し、適正な事務をされたい	ウ 今後は、公印の重要性を認識し、適正な押印に努めます。
エ 差押事務において、差押の証拠となる差押調書（原本）に下記のとおり誤りがあった。差押調書は差押を執行した証拠となる書類であるため、是正し調書の不備を補完されたい。	エ 差押調書の誤り・不備について、是正し、補完しました。
(ア) 差押金額の記載のないものや金額が誤っているものがあった。	(ア) 差押金額を記載し、金額誤りを是正しました。
(イ) 文書番号や差押の日を訂正した場合の訂正印もれがあった。	(イ) 訂正印もれ箇所に訂正印を押印しました。
(ウ) 文書番号の記載のないものがあった。	(ウ) 文書番号もれのものに番号を記載しました。
(エ) 不動産を差押した場合の所在地の訂正で砂消しが使用されていた。	(エ) 今後訂正の場合は、砂消しは使用せず、訂正印で訂正するよう徹底します。

- (注) 1 「指摘事項」の欄は、「定期監査の結果」の「4 監査の結果」に記載された各課の指摘事項を転記してください。
- 2 「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。
- また、措置の内容については「適正に処理しました。」等の抽象的な表現は避け、具体的な措置状況を記載してください。